

(写)

4 消安第 4173 号
令和 4 年 11 月 4 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた農場防疫対策の
再徹底について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策の徹底については、「令和 4 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 消安第 3113 号農林水産省消費・安全局長通知）等、これまで累次にわたって家きん農場への指導の徹底をお願いしており、昨日も改めて、家きん農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の強化について、各都道府県家畜衛生主務課長宛て要請しています。

本日、新たに茨城県及び岡山県の家きん農場において本病の疑似患畜が確認され、今シーズンの発生事例はすでに 4 道県で 5 事例となっています。

本年の発生状況について、本日開催された第 80 回家きん疾病小委員会においては、国際的に高病原性鳥インフルエンザの流行が続く中、本年の日本では例年よりも早く野鳥の死骸又は糞等から本病ウイルスが検出されており、全国的に環境中のウイルス濃度が高まっていると考えられることから、都道府県から家きん飼養者に対して防疫対策の指導又は助言を行うとともに、的確な初動対応の徹底及び連携体制を確認する等の方針が確認されたところです。

つきましては、貴職におかれましては、家きん農場への指導強化について、下記事項も踏まえて徹底いただくようお願いします。

記

1 今後の防疫対応の徹底について

(1) 国内及び近隣諸国での発生状況の情報共有を図るとともに、「令和 4 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 消安第 3113 号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき、都道府県は家きん飼養者に対して、

- ① 早期発見・早期通報の再徹底
- ② ウイルスの人・車両又は野鳥等を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策の徹底
- ③ 農場周辺の消石灰散布などの消毒の徹底

について、指導又は助言を実施するとともに、発生農場はもとより、都道府

県、市町村、関係団体等を含む都道府県内の的確な初動対応の確保及び連携体制の確認をすること。

(2) また、本年9月以降、野鳥等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが度々確認されており、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっていると考えられることから、野鳥等を介したウイルスの侵入に引き続き警戒が必要であるため、

① 特に農場周辺にため池等の水場がある場合は、防鳥ネット、家きん舎の穴等の再点検を徹底すること。

さらに、これまで以上に

② 農場内における手指や長靴の消毒

③ 農場周辺の消毒等の防疫措置を徹底するとともに、

④ 適切に消毒効果を得られるよう毎日あるいは汚れた都度消毒薬の交換、消毒前の長靴の洗浄等を実施すること。

2 家きん農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底について

令和4年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について(令和4年9月22日付け4消安第3113号農林水産省消費・安全局長通知)の1発生予防対策を踏まえ、本年10月から毎月実施することとしている飼養衛生管理者による飼養衛生管理の遵守状況の一斉自己点検について確実に実施するとともに、万一、不備が確認された場合は、直ちに改善措置を図ることについて、指導を強化すること。